平成２５年（フ）第１４８号
埼玉県草加市花栗４丁目８番28号　花栗ＩＮＮ―103号
債務者　長坂　晴夫
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横家　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５８６号
愛知県あま市木田宮西51番地２
債務者　渡邉　ミヨ
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二宮　広治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７２号
札幌市中央区南17条西16丁目２番21号　ウィステリア17―205号
債務者　八城　牧子（旧姓稲川）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　耕大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６号
奈良県橿原市曽我町756番地の42
債務者　土堤史記子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
福井県越前市平出３丁目６番２号
債務者　福田　　優
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
大阪府羽曳野市古市７丁目３番12―202号
債務者　梅井　和也
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
大阪府羽曳野市古市６丁目22番４号
債務者　石輪建設こと　鳥本　征裕
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１９０号
札幌市白石区栄通６丁目８番11号　ペアクリスタル107号
債務者　三橋　和也
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３１号
札幌市豊平区西岡３条１丁目５番１―504号、申立時の住民票上の住所札幌市南区澄川５条６丁目９番30―205号
債務者　鶴林　建也
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００号
北海道恵庭市中島町４丁目12番地11　ハイツアララギ201号
債務者　高場　誠子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３号
札幌市西区山の手５条４丁目２番38号　興和荘２階202号
債務者　藤原　照美
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６３号
札幌市白石区栄通20丁目２番17号　ハイツ植田101号
債務者　谷口　和子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１３号
札幌市西区発寒15条２丁目４番20号　ノースウイングＡ―201号
債務者　藤原　則隆
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４０号
札幌市中央区北４条西25丁目２番８―902号
債務者　西館　正志
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８３号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目５番25号
債務者　齊藤　　崇
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９３号
札幌市豊平区月寒西４条10丁目３番８号　壱番館103号
債務者　菅原　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０９号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番５―701号
債務者　加藤　好彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部